

会場費
補助金

石川県内でがんばる
文化団体の皆さんへ

“新型コロナウイルス”に負けずに 文化活動を行う皆さんの

会場使用料について

300席以上の

ホールで実施する事業が対象です

補助金

を交付します！

＜文化芸術公演開催支援事業費補助金＞

補助率 = 最大 会場使用料※の1/2

※公演及びリハーサルに係るホール、楽屋等及び附帯設備の使用料も含まれます。
ただし、会場設営等、別途会場以外に支払う料金は対象外です。

募集期間

令和2年6月29日～令和3年3月31日

(ただし、会場の収容率の制限等が行われている期間が対象)

対象事業

次の要件をすべて満たすもの。

- ・ 広く県民を対象とし、座席数が300席を超えるホールで実施される公演等
- ・ 各種ガイドラインに沿った感染症対策を講じた公演等
- ・ 令和2年度中の実施し、収容率の制限等の影響を受ける公演等

対象団体

次の要件をすべて満たすもの。

- ・ 県全域を対象として文化活動を行っていること
- ・ 平成29年4月1日から令和2年3月31日までに、文化団体として活動実績があること
- ・ 一定の規約を有し、代表者が明らかであること など

申請方法や問い合わせ先など、詳しくは裏面へ！

補助金の額について

補助額は、**①「会場使用料（減免又は補助後）×1/2」**
②「全体の事業費－入場料収入等」 いずれか低い方の額となります。

例①：①「会場使用料×1/2」 < ②「全体の事業費-入場料収入等」の場合

収入の部	助成額 ①	自己負担額 600千円	入場料収入等 250千円
	150千円		
支出の部	会場費 300千円	その他（会場設営費、印刷費など） 700千円	
	会場費×1/2		

例②：②「全体の事業費-入場料収入等」 < ①「会場使用料×1/2」の場合

収入の部	助成額 ②	入場料収入等 900千円	
	100千円		
支出の部	会場費 300千円	その他（会場設営費、印刷費など） 700千円	
	会場費×1/2		

補助対象とならないものについて

次に記載するような団体や事業については補助の対象になりません。ご注意ください。

<対象とならない団体>

- (1) 地方公共団体又は地方公共団体が設立した団体
- (2) 文化施設の経営を目的とする団体
- (3) 文化活動以外の主たる活動を行う団体
- (4) 専ら営利を目的とする団体

<対象とならない事業>

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 事業の対象者が特定の会員のみに限られるもの
- (3) 学校のクラブ活動や、チャリティーを目的とするもの

など

申請について

申請様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/bunkageijutsu.html>



【申請・お問い合わせ先】

石川県 県民文化スポーツ部 文化振興課 文化活動促進グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 TEL : 076-225-1371

Email: e130700a@pref.ishikawa.lg.jp